

令和四年度第三回（六月）

諫早市農業委員会総会

議事録

令和4年度諫早市農業委員会 第3回総会議事録

1 開催日時 令和4年6月28日(火) 開会 午後2時00分 ~ 閉会 午後3時00分

2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室

3 出席委員 (19人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員 1番 池田つや子 2番 久保 繁 3番 中尾貞治

4番 久本純造 5番 立森和富 7番 中川一範

8番 松尾正晴 9番 長谷川 博 10番 山口勇満

11番 中島康範 12番 松本秀徳 13番 陣野昭則

14番 山口廣三 15番 澤久 進 16番 周防克己

17番 池田武弘 18番 野副栄治

4 欠席委員 (1人) 6番 前田貞松

5 付議事件

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第5号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願受理の件

第4号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件

第5号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第6号 農地改良等届出書受理の件

7 そ の 他

8 事 務 局

局 長 宇野和利 次 長 増山義洋 主任 半田智也

事務職員 中山幸一 事務職員 山内 裕

9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和4年度 諫早市農業委員会 第3回総会」を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。
農業委員会の在任委員20名中、19名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、6番・前田貞松委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということでありますので、議事録署名人に7番・中川一範委員、16番・周防克己委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」について説明します。

1番、小野地区、宗方町の農地3筆、計2,043㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は18,884㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械を所有されております。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までは約2km以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。
2番、小野地区、小野島町の農地1筆、1,881㎡について、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる申請です。権利取得後の農地面積は19,544㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械を所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、借人宅から申請地までは車で約30分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。
3番、有喜地区、早見町の農地1筆、378㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は10,027㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械を所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年以上従事され、譲受人宅から申請地までは車で約1分以内の位置にありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。
4番、本野地区、湯野尾町の農地1筆、814㎡について、耕作に便利のため、

購入する申請です。権利取得後の農地面積は11,404.58㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械を所有されております。また、農業に10年間従事され、譲受人が所有している農地から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われまます。議案第1号については以上となっております。

議長 議案第1号の説明がありましたので、1番と2番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻や梅を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

委員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 1番と2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、3番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、ショウガを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、3番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、4番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、サツマイモ等を栽培されると見込まれます。権利取得後におい

て周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議 長 4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(議案第2号) 事務局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、小野地区、長野町の田1筆178㎡と、併用地の宅地586.10㎡について、住宅用地(農家住宅)の拡張とする追認の転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地となっております。農地の立地基準は、第2種農地に該当しております。本件ですが、平成10年頃に農家住宅を建築したところ一部農地に越境していたもので今回追認申請とするものです。申請地については、造成はなく土地を現状のまま利用し、雨水については自然流下で道路側溝へ放流するものです。農地を許可なく転用していたということで顛末書が提出されております。なお、本件にかかる追加の資金はございません。

2番、飯盛地区、飯盛町開の畑1筆289㎡の農地と、併用地の課税地目が宅地の495㎡について、貸店舗用地の拡張とする追認の転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地となっております。農地の立地基準は、飯盛支所からおおむね300m以内にある農地ですので第3種農地に該当しております。本件ですが、昭和50年に隣地を農地転用して貸店舗を建設しました。その後、当時の借主が境界を誤認し増築を行っており現在に至っております。今回、隣接地との境界確定を行おうとしたところ、増築部分の転用許可を取っていないことが判明し、追認の申請となりました。申請地については、造成はなく土地を現状のまま利用し、雨水については自然流下で側溝へ放流するものです。隣接する農地は無く、本件にかかる追加の資金はありません。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がなされております。以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長 議案第2号の説明がありましたので、1番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

員 2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしく願います。

議 長 2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(議案第3号) 事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

なお、5番については、本日取下げの申立がっております。

1番、諫早地区、天満町の畑1筆、1,035㎡について、太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネルは204枚設置し、パネル設置面積955.57㎡、売電単価は18円となっております。契約内容は賃貸借権設定20年、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、造成を実施せず現状のまま利用し、雨水排水対策については西側に深さ30cm、幅50cmの素掘りの側溝を設置し、市道の下を通し北側にある貸借人所有地に排水します。周辺の土地に雨水等が流出ないように施工します。排水施設の排水能力の計算書の提出がっております。また市道路管理者と協議済みです。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については融資証明で確認しています。

2番、諫早地区、本明町の田1筆、124㎡について、既存住宅を増築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当しておりますが、既存の集落に接続するため不許可の例外に該当しております。被害防除計画についてですが、盛土を最高0.9m施し、擁壁を設置することにより土砂流出等の被害の発生がないようにします。雨水は、既存の水路に放流する計画です。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しています。

3番、小栗地区、平山町の畑1筆140㎡について、既存住宅の敷地拡張を行い、住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。被害防

除計画についてですが、盛土を最高0.3m施し、擁壁を設置することにより土砂流出等の被害の発生がないようにします。雨水は、自然流下及び既存の水路に放流する計画です。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しています。

4番、小野地区、長野町の田1筆206㎡について、農家住宅を建築し住宅用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定の永久となっております。親族間による貸借です。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、長野ICからおおむね500m以内にある農地であるため、第2種農地に該当しております。申請地ですが、木造2階建の住宅を建築するもので土地の造成は無く、雨水については道路側溝へ、汚水等については合併浄化槽を設置し同じく道路側溝へ放流する計画となっております。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。

5番は取下げがっております。

6番、真津山地区、久山町の畑4筆273.64㎡と、併用地として雑種地2筆計19.9㎡を、住宅用地及び通路用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、売買となっております。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、木造平屋建ての住宅を建築するもので、土地の造成は無く、雨水については道路側溝へ、汚水等については合併浄化槽を設置し同じく道路側溝へ放流する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。

7番、高来地区、高来町溝口の畑1筆318㎡と併用地として宅地313.51㎡の一部について、貸駐車場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、売買となっております。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、周囲に駐車場が少なく不足するため転用申請となります。申請地については、現状のまま利用し、一部土留め工事を施します。雨水は自然流下、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しています。

8番、高来地区、高来町坂元の畑1筆808㎡について、資材置場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、売買となっております。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請者は造園業を営んでおり、主に植木・庭土仮置場及び重機置場などとして利用するための資材置場を整備するものです。申請地ですが、道路高に合わせるため盛り土を最高0.3m施し、建築ブロック擁壁を設け土砂等流出が無いようにいたします。雨水については、自然流下で道路側溝へ放流する計画となっており、汚水は発生いたしません。隣接する農地はなく、資金については残高証明で確認しています。

9番、小長井地区、小長井町小川原浦の畑1筆499㎡について、住宅用地及び資材置場用地とする転用申請で、住宅の一部が越境していたため、一部追認となる

申請です。契約内容は所有権移転、売買となっております。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、小長井支所からおおむね300m以内にある農地であるため、第3種農地に該当しております。申請者は漁業を営んでおり、カキ・アサリの漁具を保管するための資材置場とするものです。申請地ですが、土地の造成は無く現状のまま利用するので土砂等の流出の恐れはありません。雨水については隣接する水路へ接続する計画となっております。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。以上で議案第3号の説明を終わります。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番と2番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であるとの意見でした。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 1番と2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、3番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、4番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、4番は、申請どおり許可することにご異議ありませ

んか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、6番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地
利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の
程よろしくをお願いします。

議 長 6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、6番は、申請どおり許可することにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、6番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、7番と8番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土
地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土
地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の
程よろしくをお願いします。

議 長 7番と8番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番と8番は申請どおり許可することにご異議あり
ませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番と8番は申請どおり許可することに決定いたし
ます。

議 長 次に、9番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 9番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土
地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

議 長 9番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、9番は申請どおり許可することにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、9番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題
(議案第4号)といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説
明いたします。

1番から3番は借受人が同一の案件です。

1番、小野地区、赤崎町の農地2筆、計7,494㎡、

2番、小野地区、小野島町の農地5筆、計3,218㎡、

3番、小野地区、小野島町の農地1筆、1,211㎡について、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

4番、小野地区、小野島町の農地1筆、3,796㎡について、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、ミニトマトの生産を主体に経営されています。

5番、中央干拓地区、中央干拓の農地2筆、計59,356㎡について、連作障害対策のため、賃貸借9か月で借り入れる新規の申出です。申出人は、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

6番、中央干拓地区、中央干拓の農地2筆、計59,324㎡について、連作障害対策のため、賃貸借9か月で借り入れる新規の申出です。申出人は、たまねぎ、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

7番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地2筆、計13,877㎡について、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、みかんの生産を主体に経営されています。

8番と9番は借受人が同一の案件です。

8番、高来地区、高来町峰の農地1筆、995㎡、

9番、高来地区、高来町峰の農地1筆、999㎡について、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、アスパラ、みかんの生産を主体に経営されています。

10番、小江干拓地区、小江干拓の農地2筆、計29,245㎡について、連作障害対策のため、賃貸借5年9か月で借り入れる新規の申出です。申出人は、レタス、スイートコーン、白菜の生産を主体に経営されています。

11番、小野地区、赤崎町の農地1筆、1,864㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

12番、飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、788㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻、バレイショ、かぼちゃ等の生産を主体に経営されています。

以上、1番から12番の申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。議案第4号の1番から12番については、以上となっております。

議長 事務局から説明がありましたが、1番から12番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から12番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から12番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第4,5号) 続きまして、関連がありますので、議案第4号の13番から59番、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号の13番、長田地区、長田町の農地2筆、計2,673㎡、
議案第4号の14番、長田地区、長田町の農地1筆、841㎡、
議案第4号の15番、長田地区、長田町の農地2筆、計4,689㎡、
議案第4号の16番、長田地区、白浜町及び猿崎町の農地9筆計10,419㎡、
議案第4号の17番、長田地区、白浜町の農地2筆、計2,815㎡、
議案第4号の18番、長田地区、白浜町の農地1筆、361㎡、
議案第4号の19番、長田地区、白浜町の農地3筆、計1,105㎡、
議案第4号の20番、長田地区、白浜町の農地1筆、1,437㎡、
議案第4号の21番、長田地区、白浜町の農地1筆、1,333㎡、
議案第4号の22番、長田地区、白浜町の農地4筆、計4,373㎡、
議案第4号の23番、長田地区、白浜町の農地1筆、1,372㎡、
議案第4号の24番、長田地区、白浜町の農地1筆、1,893㎡を、議案第5号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、バレイショの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農地中間管理事業の活用及び農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の25番、飯盛地区、飯盛町山口の農地2筆、計1,973㎡を、議案第5号の2番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、ショウガの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の26番、高来地区、高来町溝口の農地1筆、496㎡を、議案第5号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、きゅうりの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の27番、高来地区、高来町泉の農地1筆、883㎡、

議案第4号の28番 高来地区、高来町泉の農地1筆、776㎡を、議案第5号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の29番、高来地区、高来町泉の農地1筆、2,048㎡を、議案第5号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利

の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の30番、高来地区、高来町金崎の農地3筆、計2,985㎡、

議案第4号の31番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、1,148㎡、

議案第4号の32番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、704㎡、

議案第4号の33番、高来地区、高来町金崎の農地2筆、計1,653.82㎡を、議案第5号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、ブロッコリー、レタスの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の34番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、1,468㎡を、議案第5号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、きゅうりの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の35番、高来地区、高来町峰の農地1筆、1,450㎡を、議案第5号の8番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の36番、高来地区、高来町峰の農地1筆、2,414㎡、

議案第4号の37番、高来地区、高来町峰の農地1筆、3,252㎡、

議案第4号の38番、高来地区、高来町峰の農地1筆、916㎡、

議案第4号の39番、高来地区、高来町富地戸の農地1筆、1,467㎡、

議案第4号の40-1番、高来地区、高来町富地戸の農地1筆、2,289㎡のうち1,500㎡を、議案第5号の9番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、アスパラの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用及び農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の40-2番、高来地区、高来町富地戸の農地2筆、2,822㎡を、議案第5号の10番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、玉ねぎの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業に繋がります。

議案第4号の41番、高来地区、高来町峰及び富地戸の農地3筆、計4,797㎡を、議案第5号の11番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の42番、高来地区、高来町峰の農地1筆、3,413㎡を、議案第5号の12番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の43番、高来地区、高来町峰の農地2筆、計5,648㎡、

議案第4号の44番、高来地区、高来町折山の農地1筆、4,468㎡、
議案第4号の45番、高来地区、高来町富地戸の農地1筆、1,568㎡、
議案第4号の46番、高来地区、高来町富地戸の農地1筆、1,951㎡、
議案第4号の47番、高来地区、高来町富地戸の農地1筆、1,182㎡を、議案第5号の13番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、アスパラ、ゴーヤの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の48番、高来地区、高来町峰の農地2筆、計1,129㎡を、議案第5号の14番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の49番、高来地区、高来町峰の農地1筆、1,230㎡を、議案第5号の15番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の50番、高来地区、高来町峰及び平田の農地5筆、計8,612㎡を、議案第5号の16番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の51番、高来地区、高来町峰の農地1筆、1,246㎡を、議案第5号の17番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業に繋がります。

議案第4号の52番、高来地区、高来町平田の農地3筆、計5,649㎡、

議案第4号の53番、高来地区、高来町平田の農地1筆、1,424㎡を、議案第5号の18番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の54番、高来地区、高来町平田の農地6筆、計7,184㎡を、議案第5号の19番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業に繋がります。

議案第4号の55番、高来地区、高来町折山の農地1筆、1,568㎡を、議案第5号の20番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の56番、高来地区、高来町富地戸の農地1筆、1,964㎡、

議案第4号の57番、高来地区、高来町富地戸の農地1筆、1,755㎡を、議案第5号の21番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画で

す。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の58番、高来地区、高来町富地戸の農地1筆、1, 187㎡を、議案第5号の22番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の59番、小長井地区、小長井町川内の農地1筆、4, 719㎡を、議案第5号の23番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、みかんの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして、議案第5号の配分計画の変更について、説明します。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている森山地区、森山町本村の農地1筆、5, 933㎡について、議案第5号の24番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である6年4か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている森山地区、森山町本村の農地2筆、計5, 902㎡について、議案第5号の25番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である3年4か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている森山地区、森山町本村の農地2筆、計14, 564㎡について、議案第5号の26番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻等の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である4年4か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている森山地区、森山町本村及び田尻の農地4筆、計9, 900㎡について、議案第5号の26番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻等の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である3年4か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている森山地区、森山町田尻の農地1筆、1, 639㎡について、議案第5号の26番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻等の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けること

により、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である7年11か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている飯盛地区、飯盛町中山及び山口の農地4筆、計5,641㎡について、議案第5号の27番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である6年4か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている飯盛地区、飯盛町山口の農地4筆、計8,389㎡について、議案第5号の27番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。契約内容は、賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である6年4か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている飯盛地区、飯盛町山口の農地1筆、2,502㎡について、議案第5号の27番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。契約内容は、賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である6年4か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている飯盛地区、飯盛町山口の農地1筆、1,719㎡について、議案第5号の27番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。契約内容は、賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である6年4か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている飯盛地区、飯盛町山口の農地1筆、2,498㎡について、議案第5号の27番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。契約内容は、賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である6年4か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている飯盛地区、飯盛町山口の農地1筆、483㎡について、議案第5号の28番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である7年6か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けて

いる飯盛地区、飯盛町山口の農地1筆、1,272㎡について、議案第5号の28番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である6年4か月となっています。

以上、第4号議案の13番から59番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第5号議案の1番から28番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。議案第4号の13番から59番と議案第5号については、以上となっております。

議 長 議案第4号の13番から59番、また、議案第5号の1番から27番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第4号の13番から59番を許可し、議案第5号の1番から27番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号の13番から59番を許可し、議案第5号の1番から27番を「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 次の議案第5号の28番は、10番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、10番委員の退席を求めます。

(10番委員退席)

議 長 議案第5号の28番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第5号の28番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第5号の28番を「意見なし」とすることに決定いたします。

10番委員の入場を求めます。

(10番委員・入場→着席)

(報 告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事 務 局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

諫早地区から1件、小野地区から2件、真津山地区から1件、長田地区から1件、多良見地区から1件、森山地区から1件、飯盛地区から1件、合計8件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

小野地区から1件、長田地区から1件、飯盛地区から1件、高来地区から2件、合計5件の通知が出ています。解約理由としましては、小野地区の1件が売買するため、長田地区と高来地区の1件が農地中間管理機構に貸し付けるため、高来地区のもう1件が転用するため、飯盛地区の1件が契約期間を変更するためとなっております。

報告第3号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願受理の件」について報告します。

1番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆2,002㎡につきましては、平成15年8月7日付で許可されましたが、許可後、都合により耕作できなくなったとのことで、今回許可処分の取消願が提出され、受理しております。

報告第4号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」について報告します。

1番、諫早地区、宇都町の畑1筆407㎡を、住宅用地、分譲住宅2区画にする届出です。

2番、真津山地区、貝津町の畑2筆809㎡を、貸駐車場用地にする届出です。

3番、真津山地区、若葉町の畑3筆78㎡を、駐車場の一部にする届出です。

4番、真津山地区、若葉町の畑4筆336.68㎡を、駐車場用地にする届出です。

5番、真津山地区、真崎町の畑1筆906㎡を、住宅用地、分譲住宅3区画にする届出です。

6番、真津山地区、真崎町の畑1筆216㎡を、住宅用地、分譲住宅1区画にする届出です。

報告第5号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、諫早地区、仲沖町の畑2筆451㎡を、住宅用地、分譲住宅及び駐車場にする売買の届出です。

2番、諫早地区、栄田町の畑1筆1,027㎡を、住宅用地、分譲住宅及び駐車場にする売買の届出です。

3番、真津山地区、久山町の畑1筆214㎡を、住宅用地、一般住宅にする使用貸借の届出です。

4番、真津山地区、若葉町の畑2筆75㎡を、駐車場用地の一部にする賃貸借の届出です。

報告第6号「農地改良等届出書受理の件」について報告します。

1番、諫早地区、栄田町の田6筆2,703㎡について、農地改良をする届出です。水路より農地が低く、大雨の際に水が入り込むため、嵩上げし、生産性を高めるため農地改良を行うものとなっております。工事後は玉ねぎを作付する計画となっております。以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第 1 号	農地法第 3 条許可	4 件。
議案第 2 号	農地法第 4 条許可	2 件。
議案第 3 号	農地法第 5 条許可	8 件。
議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	59 件。
議案第 5 号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	28 件。

以上、審議件数は、全部で 101 件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

議 務 局 (事務連絡)

議 長 それでは、これをもちまして、令和 4 年度諫早市農業委員会第 3 回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____